

⌚ 新型コロナ対応の勾留質問・事務処理チェック表

※行った手続等に□や○を付けるなどし、事務処理の進捗状況が分かるようにしてください。
 ※このチェック表は日直日誌に綴り、後任の当直員及び刑証に引き継いでください。
 ※感染対策セット（ウェットティッシュ、ごみ袋等）は、[] にあります。

確認項目・内容	
第1 被疑者の体調等の現状把握	
1 檢察庁から以下の点を聴取する。	
<input type="checkbox"/> 被疑者氏名 _____ <input type="checkbox"/> 勾留請求日 月 日 () <input type="checkbox"/> 被疑者等の体調 ○ 被疑者は、 感染疑いの者・濃厚接触者 ○ 被疑者の体調 : 体温 °C その他： ○ (被疑者が濃厚接触者の場合) 感染疑いの者の体調： ()	
<input type="checkbox"/> 検査実施の有無、結果 ○ 抗原検査 (陽性・陰性) ○ PCR検査 (陽性・陰性)	
<input type="checkbox"/> 檢察庁での弁解録取時の対応 リモート・通常どおり	
<input type="checkbox"/> 警察の身柄押送対応 ○ 単独押送・集団押送 ○ 身柄の待機場所 車内・その他 ()	
2 裁判官に連絡・相談	
<input type="checkbox"/> 勾留質問の実施方法 面会室で実施・通常どおり勾留質問室で実施	
3 檢察庁に連絡	
<input type="checkbox"/> 勾留質問の実施方法を伝える。□被疑者のマスクの着用が確実にされるよう要請する。	
第2 面会室で勾留質問実施するための準備	
<input type="checkbox"/> 以下の物品を勾留質問室から面会室に移す。□面会室・前室の電気をつける。 ○ ゴム印 ○ スタンド台 ○ 朱肉 ○ 身柄入れ替え用チャイム	
第3 勾留請求の受付、勾留状等の起案	
1 勾留請求書等の受付採番、審査をする。 2 勾留状、勾留質問調書等を起案する。 <input type="checkbox"/> 勾留質問調書の調書読み聞かせの文言を、以下の文言にする。 「以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立てたが、被疑者の感染症り患の疑いにより、裁判官の指示により代書した。」 <input type="checkbox"/> 国選弁護人請求書・資力申告書が未提出の場合 国選弁護人請求書・資力申告書（面会室実施時用）を準備する。	
第4 勾留質問の開始直前	
1 檢察庁に勾留質問開始の連絡をする。 <input type="checkbox"/> 当該被疑者は、他の被疑者とは切り離す（1度に押送してもらうのは1名のみ）。 <input type="checkbox"/> 身柄が到着したら、 押送の警察官からの内線電話の際、被疑者が面会室にいるか、念のため確認する。 2 裁判官（要通訳の場合、+通訳人）とともに、簡裁民事書記官室前から面会室に行く。 <input type="checkbox"/> 持ち物 ○ 一件記録 ○ 筆記用具 ○ 印鑑 ○ 面会室の鍵	

第5 勾留質問

- 通常の手続と異なる点は以下のとおり

1 勾留質問調書読み聞かせ

- 調書を読み聞かせて（又はアクリル板越しに見せて），内容に間違いがないか被疑者に確認する。
- 被疑者署名欄に，書記官が代書する。
- 調書読み聞かせの文言が第3の2の文言になっているか確認する（そうなっていなければ訂正）。
- 代書した書記官が署名押印する。

2 国選弁護人請求を勾留質問時に希望（面前請求）の場合

（第3の2で用意した国選弁護人請求書・資力申告書（面会室実施時用）を使用する。）

- 「国選弁護人選任請求書・資力申告書」の以下の項目を被疑者から聴取する。
 - 2. 請求の理由
 - 3. 資力
- 聴取内容をもとに，被疑者が記載すべき事項や被疑者署名欄をすべて代書する。
- 「被疑者の感染症り患の疑いにより，裁判官の指示により代書した。」の右隣に代書した書記官が署名押印する。
- 接見等禁止決定謄本は交付送達せず，刑訟に引き継ぐ。

第6 勾留質問終了後

- 身柄入れ替え用チャイムのボタンを押し，押送の警察官に入室してもらう。
- 一件記録，筆記用具，印鑑，面会室の鍵を持って，当直室に戻る。
- 手洗い又は手指消毒する。

第7 勾留通知，勾留状の点検，被疑者国選弁護人指名依頼等

- 通常の事務処理と異なる点は，以下のとおり
- 法テラス千葉への指名依頼FAX送信前の電話連絡
 - 「被疑者●●については，裁判所では直接被疑者と接しない形で勾留質問を実施しました。」と言
い添える。
- ※ 口頭連絡のみで，指名通知依頼書には記載しない。

第8 後片付け

- 物品を勾留質問室に戻す。
 - ゴム印
 - スタンプ台
 - 朱肉
 - 身柄入れ替え用チャイム

第9 面会室，被疑者が触れた箇所の消毒作業

- 以下の物を当直室から持っていく。
 - アルコールウェットティッシュ
 - ごみ袋（ビニール袋2枚）
- 被疑者が触れた箇所（椅子，机等）をウェットティッシュで拭き取り消毒する。
- 消毒が終わったら，面会室・前室を消灯する。
- 使用後のウェットティッシュはごみ袋を二重にしたものに入れて，口をきちんと縛って密閉する。
- ごみ袋を1階屋内ごみ集積所に捨てる。

第10 宿直員，刑訟等への引継

- このチェック表に処理済みの事務，引き継ぐべき事項等を記載し，日直日誌に綴る。
- 面会室等の消毒作業が済んでいないときは，当日の宿直員が消毒作業をする。
- 刑訟は念のため，翌開庁日に面会室の消毒作業をする